

一宮市総合交通戦略策定業務 プロポーザル実施要項

一宮市（以下「本市」という。）では、一宮市総合交通戦略策定業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、プロポーザル方式により、本市にとって最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）を選定するため、本要項に基づき提案の募集を行うものである。

1 目的

一宮市では、第7次一宮市総合計画に基づく「多拠点ネットワーク型都市」の構築を目指しており、この将来都市像を実現するため、各拠点を公共交通等でネットワーク化し連携していくことが重要となっている。

これまでの自動車を中心とした交通体系を見直し、公共交通や徒歩、自転車を重視した交通体系への転換を図り、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策を進めるため、「一宮市総合交通戦略」を策定するものである。

なお、策定にあたっては、一宮駅東側の道路や地下駐車場の公共空間のあり方など中心市街地のまちづくり像と連携したものとする。

2 委託業務の内容

(1) 件名

一宮市総合交通戦略策定業務

(2) 業務内容

別紙「一宮市総合交通戦略策定業務特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで

(4) 予算額

金 18,909,000 円（消費税及び地方消費税等を含む）を上限とする。

なお、上記限度額は、債務負担行為における限度額であり、本市とこの金額で契約を約束するものではない。

（令和5年度 金 9,405,000 円。令和6年度 金 9,504,000 円）

(5) 契約方法

随意契約

3 プロポーザルの参加資格

次に掲げるすべての条件を満たしていること。

なお、本業務におけるプロポーザル方式による手続きへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、単体企業とし、設計共同体は認めないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- ④ 本市の令和4・5年度入札参加資格者名簿(工事・設計)の業種名「都市計画及び地方計画」に登録されている者で、地域区分が「県内」、「名古屋」又は「市内」であること。
- ⑤ 本要項に基づくプロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の本要項の配布の日から本要項「7 企画提案書等(1) 提出書類」(以下「企画提案書等」という。)の提出日までの期間において、本市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 本要項の配布の日から企画提案書等の提出日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業から暴力団等の排除に関する合意書」(平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- ⑦ 国税、都道府県税、市税を滞納している者でないこと。
- ⑧ 平成25年度以降に完了した同種業務において、1件以上の実績を有していること。
同種業務：都市・地域交通総合戦略の策定に関する業務

4 最優秀提案者等の選定

本市が設置した一宮市総合交通戦略策定業務審査評価委員会(以下「審査評価委員会」という。)は、参加希望者が提出する本要項「5 参加表明書等」の提出書類を審査し、企画提案書等を提出する者(以下「提案者」という。)を選定するものとする。なお、提案者の選定にあたっては、本要項「3 プロポーザル参加資格」について審査するが、次のいずれかに該当するときは選定しないものとする。

- ① 定められた提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- ② 参加表明書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ③ 本要項、仕様書等で定める事項に適合しない場合
- ④ 不正行為や不正工作があったと認められる場合
- ⑤ その他審査評価委員会が不相当と認める場合

提案者は、企画提案書等を提出するとともにプレゼンテーションを行うものとする。審査評価委員会は、本要項「9 企画提案書等の審査」に基づき審査を行い最優秀提案者及び次点提案者を選定するものとする。

なお、本要項に関する事前説明会は行わないものとする。

5 参加表明書等

参加希望者は、次のとおり参加表明書等を提出するものとする。

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書(様式1)
 - ② 会社概要書(様式2-1)
 - ③ 会社の業務実績(様式2-2)

- ④ 暴力団等排除に関する誓約書兼同意書（様式 2 - 3）及び役員名簿（様式 2 - 4）
- ⑤ 配置予定担当者（様式 3 - 1、3 - 2、3 - 3）
- ⑥ 業務の実施体制（様式 4）

(2) 提出部数

参加表明書等の提出部数は、①から⑥を各 2 部（正本 1 部、副本 1 部）とする。

(3) 受付期間及び受付時間

① 受付期間

令和 5 年 4 月 2 5 日(火)から令和 5 年 5 月 8 日(月)必着（郵送含む）

② 受付時間

午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(4) 提出手続き

① 提出先

本要項「1 5 担当窓口」

② 提出方法

直接又は郵送による提出とする。

※ 郵送の場合は、必ず「簡易書留」、「特定記録」など配達記録が残る方法とする。

なお、送付物の到達確認を担当窓口にて電話にて行うこと。

(5) 共通項目

- ① 各様式は A4 版とし、記載文字は 1 1 ポイント以上とすること。
- ② 各様式の項目で記入事項がないときは、空欄とせず「なし」を記入すること。
- ③ 各様式の注意欄に枚数の指定がないものは、複数枚とすることも可。

6 参加表明書等の内容

(1) 会社概要書（様式 2 - 1）

会社名（名称又は商号）、代表者氏名、本社所在地、事業内容、社員数、資本金、I S O 取得状況、直近の事業年度総売上高など必要事項を記載し、以下に示す書類を提出するものとする。

- ① 印鑑証明書（提出日前 3 カ月以内に発行されたもの）
- ② 登記事項証明書（商業・法人登記：現在事項全部証明書）（提出日前 3 カ月以内に発行されたもの）
- ③ 納税証明書等

最新決算年度の確定申告分の次に掲げる国税、地方税に関する納税証明書（未納のないこと用）を各 1 通ずつ綴じたもの。事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を添付すること。なお、写しでも可。

- ・ 国税：法人税、消費税及び地方消費税
- ・ 県税：法人県民税、法人事業税
- ・ 市税：法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税（納税義務があるもの）

④ 経理状況説明書

直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書

(2) 会社の業務実績（様式2-2）

都市・地域総合交通戦略要綱に基づく「都市・地域総合交通戦略」の策定又は改定の事業に関する実績について記載すること

(3) 暴力団等排除に関する誓約書兼同意書（様式2-3）及び役員名簿（様式2-4）

① 「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察書長締結）」に基づく排除措置を受けている者でないことの誓約書

② 本市が愛知県警察本部に対して役員名簿による照会をすることについての同意書

(4) 配置予定担当者（様式3-1,3-2,3-3）

本業務に配置予定の担当者（管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者）に関し、以下の項目について記載するものとする。

① 所属

② 氏名

③ 生年月日

④ 担当予定の業務内容

⑤ 実務年数

⑥ 保有資格

⑦ 業務実績

⑧ 履行中の業務（管理技術者のみ記載）

(5) 業務の実施体制（様式4）

配置担当者の責任や役割等業務実施に関する体制、方針等を記載するものとする。

7 企画提案書等

提案者選定結果通知書(様式5-1)により提案者として通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

① 見積書（様式6）

② 業務の実施方針（様式7）

③ 業務工程表（様式8）

④ 企画提案書（任意様式）

(2) 提出部数

企画提案書等の提出部数は、各15部とし、電子データもCD-R又はDVDで1枚提出する。

(3) 提出期間及び提出時間

① 提出期間

令和5年5月19日(金)から令和5年6月19日(月)必着（郵送含む）

② 提出時間

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

※休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定された日

(4) 提出手続き

① 提出先

本要項「15 担当窓口」

② 提出方法

直接又は郵送による提出とする。

※ 郵送の場合は、必ず「簡易書留」、「特定記録」など配達記録が残る方法とする。

なお、送付物の到達確認を担当窓口にて電話にて行うこと。

(5) 共通事項

① 各様式はA版とし、記載文字（図表等の文字は除く）は11ポイント以上とすること。

② 各様式の項目で記入事項がないときは、空欄とせず「なし」を記入すること。

③ 企画提案書はPowerPointとする。

8 企画提案書等の内容

(1) 見積書（様式6）

① 提案者は作成した企画提案書（任意様式）を踏まえ、必要な経費を算出し、内訳書を添えて見積書を提出すること。

② 直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等、消費税額及び合計額を記載すること。

③ 委託積算の参考とするため、再見積を依頼した場合は協力すること。

(2) 業務の実施方針（様式7、A4版1頁以内）

業務実施に関する方針を記載するものとする。

(3) 業務工程表（様式8、A4版1頁以内）

業務における工程表を作成し、記載するものとする。

(4) 企画提案書（任意様式、A4版8頁以内又はA3版4頁以内。）

本業務に関する企画提案は、次に掲げるテーマについて、明瞭かつ簡潔に作成し、図面等を添付する場合は、鮮明なものとなるように配慮するものとする。

テーマ1

一宮市の都市構造及び交通体系の現状、課題を整理するための利用データを含む具体的検討・取組手法を提案すること。

テーマ2

一宮市総合交通戦略において、実効性ある交通施策を位置づけるための着眼点・留意点について、市域全体、一宮駅周辺中心市街地区域に区分し提案すること。

(5) 企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングは、次のとおり行うものとする。

① プレゼンテーション及びヒアリングは、令和5年7月3日(月)を予定しており、詳細な時間、

場所、説明時間等は別途提案者に通知する。

- ② 説明者は、業務の実施体制に記載された配置担当者3名までとする。
- ③ プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングに使用する資料は、提出した様式7の業務の実施方針、様式8の業務工程表及び企画提案書の内容のみとし、追加資料の配付、説明は原則不可とする。
- ⑤ パソコン等を使用して説明するときは、スクリーン、プロジェクター、延長コードは本市で準備するが、パソコン（付属品を含む）のほか必要なものは、提案者が用意するものとする。
- ⑥ 提案者は、企画提案書等をもとに20分を上限に口頭にて行う。その後、ヒアリングを25分程度行う。

(6) 作成要領

- ① 記載文字は11ポイント以上とし、全て横書きとすること。
- ② 「(4) 企画提案書」には、各ページの下中央に通し番号を振るとともに、右下に本市が送付する提案者選定結果通知書に記載されている提案通知番号を記載すること。
- ③ 企画提案書等には、応募者名、所在地、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を付さないこと。

9 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査、評価は、審査評価委員会が次のとおり行うものとする。評価基準等は、別表のとおり。

(1) 審査

審査は、企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容とし、審査評価委員会の各委員が提案者ごとに審査項目に対して評価点を付与する。

(2) 選定基準等

- ① 評価点数の合計が最も高い提案をした者を最優秀提案者とし、2番目に高い者を次点提案者として選定する。
- ② 提案者が1者の場合においても、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、その提案内容が優れていると審査された場合は、その提案者を最優秀提案者として選定する。

(3) 無効となる提案等

次のいずれかに該当した場合は、審査対象外となり無効とする。

- ① プロポーザル参加資格を満たさない場合
- ② 定められた提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- ③ 参加表明書等、企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ④ 本要項、仕様書等で定める事項に適合しない場合
- ⑤ 企画提案見積金額が不相当と認める場合
- ⑥ 不正行為や不正工作があったと認められる場合
- ⑦ その他審査評価委員会が不相当と認める場合

10 要項等に関する質問

本要項、仕様書に関する質問については、質問書（様式9）に質問の内容を記載し、電子メールで送付するものとする。なお、電子メールについては、開封確認により送信する、又は担当窓口で電話にて到達確認を行うものとする。

また、質問は本要項、仕様書の範囲内に限るものとする。

(1) 提出期間

令和5年4月25日(火)から令和5年6月2日(金)午後5時まで

(2) 提出先

本要項「15 担当窓口」

(3) 質問への回答

令和5年6月12日(月)までに本市公式ウェブサイトにて公表するものとし、個別の回答は行わないものとする。

11 審査結果

(1) 結果通知及び公表

- ① 審査結果については、参加表明書等を提出した者（以下「参加者」という。）及び提案者へ書面及び電子メールにて、参加表明書記載の連絡先に通知するものとする。なお、電話、電子メール等による問い合わせには応じない。
- ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ③ 最優秀提案者は、本市公式ウェブサイトにて公表する。なお、次点提案者と協議を行うこととなった場合は、当該次点提案者を本市公式ウェブサイトにて公表する。

12 契約

- (1) 審査評価委員会によって選定された最優秀提案者は、本業務の契約に係る交渉権者（以下「交渉権者」という。）となり、本業務の契約に関する諸条件等について本市と協議を行い、協議が成立した場合、本市と契約を締結した事業者（以下「受託者」という。）となるものとする。
- (2) 本業務における契約において、最優秀提案者との協議が不調となった場合又は最優秀提案者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点提案者が交渉権者となり、協議を行うものとする。
 - ① 「3 プロポーザルの参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき。
 - ② 提案内容が無効となったとき。
 - ③ その他、事故等の特別な事由により契約が不可能と認められたとき。
- (3) 業務計画については、交渉権者が提出した企画提案書等を基に、市との協議を経て作成するものとする。
- (4) 契約締結後であっても、次のいずれかに該当する場合には契約を解除し、受託者を変更することができるものとする。
 - ① 企画提案書等に虚偽の記載があることが明らかになった場合
 - ② 受託者に重大な瑕疵がある場合

- ③ 本業務遂行の意思が認められない場合
 - ④ 業務遂行能力がないと認められた場合
 - ⑤ その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合
- (5) 全ての提案事項について契約を保証するものではなく、企画提案書等について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と交渉権者との協議により、契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことができるものとする。

13 その他

- (1) 参加者は複数の企画提案をすることはできないものとする。
- (2) 企画提案書等の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 企画提案書等について、情報公開請求があった場合は、「一宮市情報公開条例（平成12年条例第33号）」に基づき、公開することができるものとする。
- (5) 企画提案書等は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製することができるものとする。
- (6) 企画提案書等は返却しないものとする。
- (7) 企画提案書等の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (9) 受託者は、本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、本市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (10) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (11) 本プロポーザルにて電子メール等の通信事故が起きた場合について、本市は一切の責を負わないものとする。
- (12) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合、交渉権者は、本市に報告するとともに警察へ被害届を提出するものとする。これを怠った場合は、原則として契約を締結しないものとし、本市は一切の責を負わないものとする。
- (13) 契約を締結するまでの間に、交渉権者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合及び「暴力団排除合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、本市は一切の責を負わないものとする。
- (14) 参加表明書等を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式11）を直接又は郵送により本要項「15 担当窓口」に提出するものとする。
 - ※ 直接の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。
 - 郵送の場合は、必ず「簡易書留」、「特定記録」など配達記録が残る方法とする。

14 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。

日程	項目
令和5年4月24日～ 令和5年6月2日	本要項配布 ※公示及び本市公式ウェブサイトにて公表
令和5年4月25日～ 令和5年5月8日 午後5時まで	参加表明書受付期間
令和5年4月25日～ 令和5年6月2日 午後5時まで	質問受付期間
令和5年5月18日	提案者選定結果の通知・企画提案書等の提出 依頼
令和5年5月19日～ 令和5年6月19日 午後5時まで	企画提案書等の提出期間
令和5年7月3日（予定）	プレゼンテーション及びヒアリング
令和5年7月6日（予定）	審査結果通知
令和5年7月中旬（予定）	契約締結

15 担当窓口

一宮市役所本庁舎8階 まちづくり部地域交通課 安全施設グループ
〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
TEL：(0586)85-7438 FAX:(0586)73-9271
電子メール：chiikikotsu@city.ichinomiya.lg.jp

以上

別表 参加表明書等、企画提案書等、プレゼンテーションの評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価項目の着目点		配点	評価基準	
1 予定技術者の 経験及び 能力	管理 技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	5	技術士(建設部門「都市及び地方計画」)を有する RCCM(「都市計画及び地方計画」)を有する	
		平成25年度以降に完了した同種業務を担当した実績	5	愛知県内において同種業務実績がある 東海地方(岐阜県・三重県)において同種業務実績がある 上記以外	
		業務の繁忙度(令和5年4月1日現在の手持ち業務)	5	5件未満 5件以上10件未満 10件以上	
	担当 技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容(主たる担当技術者について評価を行う)	5	技術士(建設部門「都市及び地方計画」)を有する RCCM(「都市計画及び地方計画」)を有する 上記以外	
		平成25年度以降に完了した同種業務を担当した実績(主たる担当技術者について評価を行う)	5	愛知県内において同種業務実績がある 東海地方(岐阜県・三重県)において同種業務実績がある 上記以外	
		担当技術者の複数従事体制	5	本業務に従事できる担当技術者を3名以上配置できる 本業務に従事できる担当技術者を2名配置できる 本業務に従事できる担当技術者を2名配置できない	
	2 業務実績	会社	平成25年度以降に完了した同種業務の実績	5	愛知県内において同種業務実績がある 東海地方(岐阜県・三重県)において同種業務実績がある 上記以外
	小 計			35	
	3 業務実施方針 及び企画提案	1. 業務の実施方針、工程表		15	目的、条件、内容の理解度 業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性 業務実施上の留意点を明確にし、その対応策についての記載内容の妥当性 [加点項目] 業務の特性を踏まえた実施方針に関する創意工夫があり、その妥当性が高い
2. 企画提案書		80	都市・地域総合交通戦略の趣旨等、国の考え方や社会情勢等を踏まえた交通政策の動向を把握している 一宮市総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画や関連計画等と整合し、交通政策を取り巻く本市の取組等をふまえ、着眼点や課題解決に向けた考え方が示されている ・PT調査や交通センサス等のデータに加え、各種ビッグデータ等を有効に活用した、現況の交通行動の実態を把握できる調査手法が提案されている ・交通関係者及び住民ニーズを的確に把握するための調査手法が提案されている ・本市の特徴・課題等をふまえ、整備すべき機能の検討方針等が明確であり、実現性を類似実績等に裏付けられた提案となっている ・提案内容を確実に実現するための手法等について十分な説得力がある ・継続的に事業の評価・見直しをしやすい提案内容になっている 手法が具体的かつ明確であり、確実に実施できるスケジュールになっている		
3. 運営補助		10	各種会議の運営補助について、具体的に提案されており、十分な運営補助が期待できる		
4. その他効果的な提案事項		10	[加点項目] その他、本業務の遂行にあたり効果的かつ実現性の高い提案がある		
小 計			115		
合 計 (評価点)			150		